

## 船舶事故調査報告書

平成21年11月12日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員長 後藤昇弘  
 委員 楠木行雄  
 委員 横山鐵男（部会長）  
 委員 山本哲也  
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成20年12月11日 02時40分（日本標準時）ごろ
発生場所	北大西洋の漁場 （概位 北緯48°41.0′ 西経042°40.0′）
事故調査の経過	平成21年4月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一 <sup>ちようきゆう</sup> 長久丸、439トン 130107、株式会社長久丸 58.01m×9.00m×3.95m、鋼 デーゼル機関、1,176kW、平成2年7月17日
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和45年7月31日 免状交付年月日 平成20年7月2日 免状有効期間満了日 平成26年6月20日 機関員A 国籍 インドネシア共和国 男性 26歳
死傷者等	死亡 1人（機関員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、平成20年9月12日スペイン王国ラスパルマス港を発航したのち、北大西洋の漁場で、まぐろ延縄漁に従事していた。 船長は、天候の悪化を予想したので、操業を中止することとし、幹縄（長さ6km）の巻き揚げ作業を開始した。 本船が揚縄作業中、機関員Aは、幹縄に取り付けた枝縄（ナイロン製、2,500本、1本の長さ30～40m、直径3mm）を手繰り寄せていた。 平成20年12月11日02時40分ごろ（日本標準時）、機関員Aは、弛んでいた枝縄を手繰っていたところ、突然張った枝縄が片足に巻き付いて転倒した。 機関員Aは、片足に巻き付いた枝縄に引っ張られ、激突した右舷ブルワーク（高さ約1.3m）を越えて海中に引き込まれた。 僚船2隻が加わり3日間にわたって捜索したが、機関員Aは行方不明となり、のち、インドネシア政府が機関員Aの死亡を認定した。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 5、視界 やや不良 海象：波高 不明、水温 約13℃</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>事故当時、船内では交替で食事を摂っており、機関員Aは、ふだんは必ず救命胴衣を着用していたが、食事を終え、救命胴衣を着用せずに、急いで作業に戻った。</p> <p>枝縄を手繰り寄せる作業を行っていた他の2人が気付いたときには、機関員Aはブルワークを越えていた。</p> <p>船尾から浮き球が投下されたが、すぐに機関員Aの姿が見えなくなった。</p> <p>船長ほか乗船者は、これまでの経験及び当時の状況から、機関員Aが、マグロが掛かっていると思いつつながら弛んだ枝縄を手繰っていたところ、突然、マグロが泳ぎ始め、張った枝縄が足に巻き付いて、機関員Aが海中に引き込まれたものと思った。</p> <p>船内安全衛生委員会は定期的開催されていた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 なし 不明</p> <p>機関員Aは、突然緊張した枝縄が片足に巻き付き、その縄に引かれてブルワークに激突したのち落水したものと考えられる。</p> <p>枝縄は、掛かっていたマグロが急に泳ぎ始めたことにより、突然緊張した可能性があると考えられる。</p> <p>機関員Aが救命胴衣を着用していなかった理由は、明らかにすることはできなかった。</p> <p>機関員Aが救命胴衣を着用していれば、救助された可能性があると考えられるものの、落水後の機関員Aの負傷、意識の有無などに関する情報が得られなかったため、救命胴衣を着用していなかったことが、本事故の発生に関与したか否かを明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が北大西洋の漁場において揚縄作業中、機関員Aが、片足に巻き付きついた枝縄に引かれ、ブルワークに激突したのち、ブルワークを越えて落水したため、発生したものと考えられる。</p>	